**工場用地売買確約書**

弊社は、各務原市土地開発公社理事会の議決があった場合には、「（仮称）各務山工業団地1工区１期分　分譲募集要項」及び「（仮称）各務山工業団地1工区１期分　分譲申込書」を遵守のうえ、分譲入札結果に基づき、別添の「工場用地売買契約書（案）」のとおり契約を締結することを確約します。

令和3年　月　日

住所

会社名

代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

各務原市土地開発公社

理事長　古田澄信　様

記

１　工場用地売買契約金額 金　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　分譲区画番号

３　分譲地の所在

４　分譲面積 　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

以上

工場用地売買確約書に関する追補事項

第１条　工場用地売買確約書（以下「確約書」という。）の提出後から契約の締結前の期間において、〇〇〇〇（以下「甲」という。）が次の各号の一に該当したときは、各務原市土地開発公社（以下「乙」という）は、確約書を失効させることができる。

　(1) 甲が、解散又は営業の譲渡若しくは休廃止したとき。

　(2) 甲が、強制執行、仮差押、仮処分、滞納処分又は競売の申立てを受けたとき。

(3) 甲に対し、破産手続又は特別清算の開始の申立てがあったとき。

(4) 甲が乙に提出した土地の分譲申込書の記載に違反する事実が判明したとき。

(5) 甲が確約書を提出したにもかかわらず、第1号から第4号以外の理由により契約を締結しないとき。

　第２条　確約書が前条第４号又は第５号に規定する事由により失効されたときは、入札保証金の１２０％に相当する金額は乙に帰属するものとし、その他の事由により失効されたときは、入札保証金の全額を甲に返還するものとする。

２　前項により、乙が甲に返還する入札保証金には、利息を付さないものとする。

第３条　甲は、確約書の提出と同時に印鑑証明書を乙に提出するものとする。

以上